

## 主要農産物種子法の廃止法成立

平成 29 年 4 月 14 日(金)の参議院本会議で、主要農産物種子法（以下、「種子法」）の廃止法が、自民、公明、維新等の賛成多数で可決、成立した。種子法廃止法の施行日である平成 30 年 4 月 1 日に種子法は廃止される。

種子法廃止による種子生産の縮小や外資等の一部の民間業者による種子の独占等の懸念があることから、4 月 13 日（木）の参議院農林水産委員会において、種子法廃止で都道府県の種子の生産、普及に係る取組みについて、財政的な影響が生じないように万全を期していく必要があることや、種子の国外流出の防止、外資による種子の独占を防止することを求める附帯決議を採択した。

種子法の廃止は、平成 28 年 11 月 29 日に政府が決定した「農業競争力強化プログラム」に従って実施されたものである。

### 1. 種子法の概要

主要農作物種子法は、戦後の食糧増産という国家的課題であった昭和 27 年に制定されて以来、稲・麦・大豆について、全ての都道府県に原種及び原原種の生産、普及すべき優良品種、いわゆる奨励品種を指定するための試験等を義務付けることにより、主要作物の優良な種子の生産及び普及に寄与してきた。

具体的には、稲、麦、大豆の単収の増加、稲、麦、大豆の品種数の増加、病虫害や災害への抵抗性の向上などを通じて、これらを生産する農業者の経営の安定、高品質な米、麦、大豆を求める消費者ニーズへの対応等が図られた。

かつては、種子法に基づく補助金があったが、平成 10 年に一般財源化され、地方交付税の単位費用の一部に組み込まれている。

### 2. 種子法廃止の趣旨

(1) 近年、種子生産者の技術水準の向上等により、種子の品質は安定しており、都道府県に一律に原種、原原種の生産や品種の試験を義務付ける制度の必要性が低下していること。

(2) 農業の戦略物資である種子については、多様なニーズに対応するため、民間ノウハウも活用して、品種開発を強力に進める必要がある。しかし、都道府県と民間企業の競争条件は対等になっておらず、公的機関の開発品種が大宗を占めていること（都道府県と民間事業者の法制度としてのイコルフットイング）。

回覧

組合長	常勤役員	参事	関係部課長	係

(3) 都道府県による種子開発・供給体制を生かしつつ、民間企業との連携により種子を開発・供給することが必要であること。

具体的には、種子法が都道府県中心の法制度となっていることから、都道府県が開発した品種が優先的に奨励品種に指定されることが避けられず、現行の仕組みを前提とする限り、民間事業者が開発した品種の奨励につながらない。また、各都道府県内の利益にとどまらない、都道府県の枠を超えた広域的、戦略的な種子生産が求められている輸出用米や業務用米に適した品質は、ニーズがあっても奨励品種には指定されにくいという課題もあった。種子の供給や品質は安定しているにもかかわらず、全国の各地域でそれぞれ農業振興の戦略を立てる中で、必ずしも米麦等の主産地ではない都道府県を含めた全ての都道府県に対し、原種、原原種の生産、奨励品種を指定するための試験、生産物審査や証明書の発行事務等を一律に義務付けているという必要性は低下している。

こうした課題の解決のため、今般、種子法を廃止することとした。種子法を廃止するとともに、農業競争力強化支援法案等による民間事業者の新規参入支援措置を講ずることにより民間事業者の参入を一層進め、都道府県が開発した品種のみならず、民間事業者が開発した品種も含め、供給される品種が多様化し、農業者の選択が広がるというメリットがあるとしている。

### 3. 主要農作物種子法を廃止する法律案に対する附帯決議

主要農作物種子法は、昭和27年に制定されて以降、都道府県に原種・原原種の生産、奨励品種指定のための検査等を義務付けることにより、我が国の基本的作物である主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子の国内自給の確保及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたところである。よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 将来にわたって主要農作物の優良な品質の種子の流通を確保するため、種苗法に基づき、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定め、運用すること。
- 2 主要農作物種子法の廃止に伴って都道府県の取組みが後退することのないよう、都道府県がこれまでの体制を生かして主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むに当たっては、その財政需要について、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう努めること。
- 3 主要農作物の種子について、民間事業者が参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者と都道府県等との連携を推進するとともに、主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努めること。
- 4 消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること。特に、長期的な観点から、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることのないよう努めること。

以上